第106号議案

長岡京市特別職常勤職員の給与及び旅費に関する条例の 一部改正について

長岡京市特別職常勤職員の給与及び旅費に関する条例(昭和39年長岡京市 条例第10号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年12月21日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

(提案理由)

国の人事院勧告及び長岡京市職員給与に関する条例(昭和26年長岡京市条例第11号)の一部改正に準じて、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市特別職常勤職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 (長岡京市特別職常勤職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 長岡京市特別職常勤職員の給与及び旅費に関する条例(昭和39年長岡京市条例 第10号)の一部を次のように改正する。

	T
改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第4条 【略】	第4条 【略】
2 期末手当の額は、それぞれその基準日	2 期末手当の額は、それぞれその基準日
現在(前項後段に規定するものにあつて	現在(前項後段に規定するものにあつて
は、退職した日現在)において特別職の	は、退職した日現在)において特別職の
職員が受けるべき給料の月額、地域手当	職員が受けるべき給料の月額、地域手当
の月額並びに給料の月額及びこれに対す	の月額並びに給料の月額及びこれに対す
る地域手当の月額の合計額に100分の	る地域手当の月額の合計額に100分の
15を乗じて得た額の合計額に <u>、6月に</u>	15を乗じて得た額の合計額に <u>100分</u>
支給する場合には100分の162.5、	<u>の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日
12月に支給する場合には100分の	以前6か月以内の期間におけるその者
<u>167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以	の長岡京市職員給与に関する条例 (昭和
前6か月以内の期間におけるその者の長	26年長岡京市条例第11号)第15条
岡京市職員給与に関する条例(昭和26	の4第2項各号に掲げる在職期間の区分
年長岡京市条例第11号)第15条の4	に応じて、当該各号に定める割合を乗じ
第2項各号に掲げる在職期間の区分に応	て得た額とする。
じて、当該各号に定める割合を乗じて得	
た額とする。	
3 【略】	3 【略】

第2条 長岡京市特別職常勤職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正す る。

(期末手当)

第4条 【略】

2 期末手当の額は、それぞれその基準日 現在(前項後段に規定するものにあつて は、退職した日現在) において特別職の 職員が受けるべき給料の月額、地域手当 の月額並びに給料の月額及びこれに対す る地域手当の月額の合計額に100分の 15を乗じて得た額の合計額に100分 の165を乗じて得た額に、基準日以前 6か月以内の期間におけるその者の長岡

改正後

改正前

(期末手当)

第4条 【略】

2 期末手当の額は、それぞれその基準日 現在(前項後段に規定するものにあつて は、退職した日現在)において特別職の 職員が受けるべき給料の月額、地域手当 の月額並びに給料の月額及びこれに対す る地域手当の月額の合計額に100分の 15を乗じて得た額の合計額に、6月に 支給する場合には100分の162.5、 12月に支給する場合には100分の

改正後	改正前
京市職員給与に関する条例(昭和26年 長岡京市条例第11号)第15条の4第 2項各号に掲げる在職期間の区分に応じ て、当該各号に定める割合を乗じて得た 額とする。	167.5 を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の長岡京市職員給与に関する条例(昭和26年長岡京市条例第11号)第15条の4第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
3 【略】	3 【略】

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の長岡京市特別職常勤職員の給与及び旅費に関する条例 (以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。 (期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の長岡京 市特別職常勤職員の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、 改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。